

作成担当所属名	企画部技術管理課基準第二係
作成時期	令和8(2026)年度
保存期間	1年
保存期間満了時期	令和9(2027)年度

事 務 連 絡  
令 和 8 年 6 月 2 日

局内関係課(室)長・センター長 様  
各事務(管理)所長・センター長 様

技 術 管 理 課 長

詳細設計業務の条件明示チェックシート(案)の入札公告時の  
提示について (試行拡大)

条件明示チェックシート(案)の提示については、令和3年6月16日付け事務連絡「詳細設計業務の条件明示チェックシート(案)の入札公告時の提示について(試行)」に基づき、各事務所において年間1件以上の実施をお願いしてきたところです。

今般、設計業務における条件明示のさらなる徹底を図るため、「令和8年度『設計業務等の品質確保対策及び入札契約方式の改善等』の取り組みについて(関東方針)(令和8年4月21日付け国関整技管第14号)」のとおり、令和8年8月以降に公示する対象業務(①～⑧)全件に適用することとしましたので、遺漏のないよう確実な実施をお願いいたします。

なお、令和3年6月16日付け事務連絡は廃止します。

## 記

### 1. 対象業務

- ①道路詳細設計、②橋梁詳細設計、③樋門・樋管詳細設計、④排水機場詳細設計、  
⑤築堤護岸詳細設計、⑥山岳トンネル詳細設計、⑦共同溝詳細設計、⑧砂防堰堤詳細設計  
※全て修正設計、補修設計を含む

### 2. 適用日

令和8年8月1日以降に公示する対象業務

### 3. 特記仕様書記載例

#### 第〇条 条件明示チェックシート(案)の活用

本業務は、条件明示チェックシート(案)の活用対象業務である。

受注者は、入札公告時に発注者が提示する「条件明示チェックシート(案)」に記載された設計条件等を確認し、業務スケジュール管理表に反映するものとする。

#### 4. 入札公告時の対応

- (1) 条件明示チェックシート（案）が予備設計業務で作成されていない場合は、発注者が作成すること。
- (2) 詳細設計業務発注時点において、予備設計業務完了時から現場条件や関係機関との調整状況が変わっていることがあるため、作成された（発注者が新規作成した場合も含む）条件明示チェックシート（案）は詳細設計業務の発注前に必ず内容を確認すること。
- (3) 確認・作成した「条件明示チェックシート（案）」は、建設コンサルタント選定委員会（※）において公示資料の参考資料に含めて審議すること。  
※分任官発注で入札・契約手続運営委員会と同時開催の場合も含む。

（問合せ先）

企画部 技術管理課 課長補佐（83-3314）、基準第二係（83-3341）